

見 本

(別紙)

許 可 条 件

(使用を許可する行政財産の所在地等)

第1 使用を許可する行政財産(以下「使用財産」という。)は、次のとおりとする。

名称			区 分	種 目	構 造	数量の単位	数 量	摘 要
所	在							
大字	字	地番						

(使用目的の指定等)

第2 使用者は、
の用に供するものとし、この目的以外に使用し、又は使用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用期間)

第3 使用期間は、
年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料及び納入方法)

第4 使用料は、
円とし、市が発行する納入通知書により指定期日までに納付しなければならない。

(使用料の払戻し)

第5 既に納付した使用料は、次の場合以外は、還付しない。

- (1) 市又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に使用するため使用許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めによらない理由によりその使用ができなくなったとき。

(使用財産の維持保全)

第6 使用者は、使用財産を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、使用者が負担する。

(原形変更)

第7 使用者において使用財産の原形を変更しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

(使用許可の取消し)

第8 次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を取り消す。

- (1) 市又は国若しくは他の地方公共団体において公用、公共用又は公益事業に供する必要があるとき。
- (2) 使用料を滞納したとき。
- (3) この許可条件に違反したとき。
- (4) 不正の方法により許可を受けたとき。

2 使用の取消しによって、使用者に損害があっても、市は、これを賠償しない。

(返還)

第9 使用者は、使用期間が満了したとき、及び第8の規定により使用許可の取消しを受けたときは、使用財産を原形に復して返還しなければならない。